

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、令和二年一月一日から三月三十一日までとする。

令和二年五月二十七日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役 松崎 孝夫

- 1 支援決定を行った件数
一件
- 2 買取申込み等期間の延長の決定を行った件数
該当なし
- 3 支援決定を撤回した件数
該当なし
- 4 買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額
該当なし
- 5 出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額
該当なし
- 6 対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
債務の免除 該当なし、その他 十三件
株式の譲渡 一件
当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
十一億七千三十万三千円
処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

該当なし

7

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要

- 一 宮城県沿岸部の小売業者（津波により賃借店舗及び資産等が全て流出）
- 二 茨城県の製造業者（震災により工場等が一部破損）
- 三 福島県中通りの飲食業者（震災により備品等が一部損壊、原発事故の影響による客数減少に伴う売上減少）
- 四 岩手県沿岸部の水産加工業者（津波により店舗・在庫が全壊流出）
- 五 福島県中通りの食品製造業者（震災により店舗が損壊、風評被害による客足の減少により売上が減少）
- 六 宮城県沿岸部の製造業者（津波により事務所が全壊し、工場も大規模な損壊。商品の流出）
- 七 宮城県沿岸部の倉庫業者（震災により営業所、倉庫及び設備が損壊）
- 八 宮城県沿岸部の水産加工業者（震災により工場が損壊、津波により在庫が流出）
- 九 宮城県沿岸部の洗濯業者（津波により店舗が流出）
- 十 宮城県沿岸部の運送業者（津波により所有トラック及びトレーラーが流出）
- 十一 青森県沿岸部の水産加工業者（津波により工場建物・設備が損壊、商品在庫も流出）
- 十二 青森県沿岸部の製造業者（震災により倉庫が損壊、在庫が流出・損壊）
- 十三 青森県沿岸部の浴場業者（震災により建物・設備が損壊）
- 十四 青森県沿岸部の建設業者（震災により受注のキャンセルが相次いだことで売上が大幅に減少）
- 十五 青森県沿岸部の建設業者（津波により重機が流出）

対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額

八億八千六十一万四千円